

平成 26 年度練馬区監査基本計画

1 基本的考え方

平成 26 年 2 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。」としている。さらに、先行きについては、「景気の回復基調が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、消費税率引上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれる。」としている。

このような経済情勢の下、今般編成された練馬区の平成 26 年度一般会計予算案の規模は、2,391 億 3,079 万円となり前年度と比べて 3.1%、72 億 8,029 万円の増となった。その財源をみると、一般財源では主要財源である特別区財政調整交付金が 31 億 8,670 万円（4.4%）の増、特別区民税が 20 億 8,649 万円（3.7%）の増を見込んでいる。

しかしながら、本区の財政状況を見ると、平成 24 年度普通会計決算における経常収支比率が前年度を 0.3 ポイント上回って過去最高の 89.8% となり、財政の硬直化が一段と進行している。加えて、社会保障関係経費のさらなる増加、小中学校の校舎をはじめとする施設の改修改築への対応など、喫緊に対処すべき課題が山積していることなどから、今後においても厳しい財政運営が予想される。このような財政状況の中、長期計画の最終年度にあたる平成 26 年度は、計画に掲げる事業の着実な実施に向け、より一層効率的で効果的な事務執行に努めることが必要である。

また、本区においては、公金に準じた金銭（準公金）の管理に関する事故が相次ぎ発生したため、統一的な管理基準として、平成 25 年 11 月に「練馬区準公金管理ガイドライン」が策定された。本ガイドラインでは、各所管における準公金の管理の適正化と事故防止を図ることにより、区民の区政に対する信頼の回復に努めるとしている。

監査委員としては、このような状況を踏まえ、区民目線での行財政運営のチェック機能としての役割を十分果たすために、公正不偏の立場から厳格かつ効果的な監査を実施することが強く期待されている。ついては、平成 26 年度の監査に当たっては、つぎの考え方に立って実施するものとする。

- (1) 長期計画および後期実施計画に掲げた施策・事業の実施に向けて「選択と集中のさらなる徹底」を基本方針とした区政運営に努めるとともに、区民福祉のさらなる向上を図る必要があることから、経済性、効率性および有効性の観点から引き続き事務事業および予算執行の十分な検証を行う。

特に財産の管理については、動産、不動産を問わずその有効性を重点的に検証する。

- (2) 昨今のコンプライアンスを巡る諸事情を踏まえ、合規性の観点からは、事務執行に当たり区の法令遵守体制が有効に機能しているかに重点を置いて監査を行う。
- (3) 平成 24 年度行政監査結果を踏まえ、目的外使用許可に係る適正な事務処理とさらなる行政財産の活用と歳入の確保に向けた取組が行われているかにも重点をおいて監査を行う。
- (4) 区立施設や区の事業について業務委託や指定管理者制度の適用が一層進められているところから、その業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているかについて監査を行う。
- (5) 事務事業ならびに予算および契約の執行における違法または不適正な事項等は指摘事項として監査結果報告書に記載し改善を求める。指摘事項等の改善状況については所管部等から回答を求め、その内容が事務事業に反映されているかを確認することにより、監査の実効性を高める。
- (6) 新たに策定された練馬区準公金管理ガイドラインに基づき、準公金の管理に関するマニュアル等事務処理要領が整備されているか、準公金が適正に管理されているかについて監査を行う。
- (7) 監査結果報告およびそれに基づいて措置を講じた旨の通知に係る内容を公表する。併せて、ホームページなどを活用して監査結果等を区民に分かりやすく発信する。

2 実施方針

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校等監査を含む。）

区の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証する。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証する。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査を行う。

準公金を管理する所管課等においては、必要とされる帳簿類が整備されているか、保管等は適正かに留意して監査を行う。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行う。

イ 工事監査

技術面より工事の計画、設計、積算および施工について対象工事が適

正に執行されているかについて監査する。

(2) 行政監査

長期計画、実施計画、各種監査の実施結果や事業の重要性等を踏まえ、時代の要請に即応した区の事務事業を取り上げて実施する。

当該事務事業が経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを主眼として、体系的かつ総合的に検証する。

(3) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（補助団体）、出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているかについて監査を行う。また、所管課等においては、指導監督が適切に行われているか、補助金等の交付条件の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、財政援助団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかに十分に留意して監査を行う。

イ 指定管理者については、その日常的な運営管理が協定内容どおりに行われているかについて監査を行う。また、所管課等においては、事業報告書の点検が適切に行われているか、モニタリング制度により指定管理者に定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導が行われているか、施設の安全確保が図られているか、指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかに十分に留意して監査を行う。

(4) 例月出納検査

各会計の現金出納について、計数を確認するとともに、現金保管状況を検査する。併せて、資金の運用状況等財政収支の動態を把握する。

また、支出命令書等の検査を行う。

(5) 決算審査

決算書その他決算関係書類について、計数を確認するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(6) 基金運用状況審査

基金運用状況を示す書類について、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(7) 健全化判断比率審査

財政の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の的確性やその算定が適切に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

3 執行上の留意点

監査の機能を十分に発揮するため、つぎの点に留意する。

- (1) 事業の内容、内部統制（法令遵守等を促す仕組み）の状況および過去の監査結果等を十分に勘案した実施計画を策定する。
- (2) 効率的・効果的な監査を行うため、監査対象に即した予備調査や事前調査を十分に行う。
- (3) 指摘、意見、要請等を行った事項については、所管課等が行う是正改善を継続的にフォローアップする。

4 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

- (1) 監査結果等は、速やかに区長および議長に報告を行う。
- (2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。
- (3) 監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。

5 監査の日程

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校等監査を含む。） 平成 26 年 4 月～平成 27 年 1 月

イ 工事監査 平成 26 年 5 月～平成 27 年 2 月

- (2) 随時監査 必要に応じて随時
- (3) 行政監査 平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月
- (4) 財政援助団体等監査 平成 26 年 12 月～平成 27 年 2 月
- (5) 例月出納検査 毎月実施
- (6) 決算審査（基金運用状況審査を含む。） 平成 26 年 7 月～ 8 月
- (7) 健全化判断比率審査 平成 26 年 7 月～ 8 月
- (8) 住民監査請求による監査 請求の都度随時
- (9) その他の監査 必要に応じて随時